

2012年4月24日

A I J 問題再発防止のための中間報告

民主党財務金融部門
年金積立金運用のあり方及び
A I J 問題等検証WT

1. 総括～A I J 問題から見えてきたもの～

財務金融部門の下に、年金積立金運用のあり方及びA I J 問題等検証WTが平成24年3月1日に設置され、これまで4回の総会、役員会を行ってきた。また、衆議院財務金融委員会や参議院財政金融委員会では、合計3回の参考人質疑ならびに1回の証人喚問を行った。加えて、現在も証券取引等監視委員会や司法当局で事案の究明が行われているが、全容の解明にはもう少し時間が必要である。

当WTでは、金融庁や厚生労働省、厚生年金基金、年金コンサルタント等よりヒアリングを行い活発な議論を行ってきた。議論を通じて、A I J の金融不祥事問題と厚生年金基金の制度疲労がコインの裏表の関係が明らかになってきた。A I J 問題の検証を通じて、金融ビッグバン後の規制緩和・グローバル化に舵を切った金融制度とそれに対応できていない金融庁の検査体制の不備と、バブル崩壊後の長期の中小企業の経営困難と長期のゼロ金利政策が厚生年金基金の年金財政の多大な負担をもたらしているにも関わらずその改革を先送りし続けた厚生労働省の年金行政の問題点も明らかになってきた。

なお、WTでは、厚生年金加入者全体の公平性の確保と、制度への信頼性維持の観点から、厚生年金本体部分や公的資金での新たな負担を伴うことなく、加入者の権利を堅持することを基本として検討を行った。

今回、A I J 問題を通じて明るみになった、待ったなしの改革が必要である厚生年金基金制度側の問題点を中心に具体的な提言を行う。加えて、まだ捜査中のA I J 投資顧問及び関連証券会社、受託者である信託銀行、海外私募投信などに関連した金融制度、金融検査ならびに金融商品取引法や関連法制の今後の改革の方向性に関して党の考え方を示すものとし、実態解明の進捗状況に照らして、さらに具体的な最終報告を行うこととする。

2. 厚生年金基金制度改革に関する提言

(1) 厚生年金基金制度の将来的な廃止

大半の厚生年金基金においては予定利率が5.5%に据え置かれている。A I J 問題の遠因として、予定利率を引下げることによる財政上の負担に耐えられない厚生年金基金が、市場実勢より非常に高く設定された予定利率を達成するために、無理な運用を強いられたことが上げられる。この問題を放置しておくことが、新たな年金運用の失敗や年金財政の一層の悪化をもたらすことになる。今次の企業の経営環境や財務実態に照らせば、新たな企業負担を求めることでの制度改善は現実性が乏しく、厚生年金基金制度は、一定の経過

期間終了後、廃止する。経過期間の確保にあたっては、受給者への影響を最小限にするため、十分な期間を確保すべきである。

具体的には、厚生年金基金には、①解散するか、②代行資金を返済した上で確定拠出型年金ないし確定給付型年金に移行するかを選択させるべきである。

なお、その際、中小企業における退職金・企業年金の普及の観点から、企業年金の規制緩和等の検討を併せて行うべきである。

(2) 解散要件の緩和

代行割れ厚生年金基金の早期の解散を促すために、解散の要件を大幅に緩和するとともに、代行割れ部分は事業者、加入者および受給者が公平に負担を分かち合う制度を作るべきである。

(3) 中小企業への影響緩和措置等

投資家の救済のあり方については、基本的な考え方として、投資の自己責任を原則に据えるべきである。

一方で、代行割れ総合型年金基金の解散時の一括拠出金支払い等による加入中小企業の連鎖倒産を避けるために、政府系金融機関による公的融資や信用保証協会による信用保証においては、本業の業況に問題がない中小企業の資金繰りに影響しない様に行うこととし、金融庁においても金融検査マニュアルの明確化を行うとともに、金融機関への要請を通じて、当該中小企業への金融機関の安易な貸渋り、貸剥がしを防止する。また、解散時の負担金を確実に回収するために、加盟企業間の連帯保証制度は維持するが、連帯保証金額に上限を設けたり、分割払いの負担金を劣後ローン化する手法（DES等）も検討し、中小企業の財務に与える悪影響を緩和する。

さらに、総合型厚生年金基金の解散等により、特定業種の中小企業が連鎖倒産することで、地域経済への影響の恐れが生じないように、よりきめ細かな支援策を政府一丸となつて行う。

代行割れ総合型厚生年金基金等において、連帯債務の求償に伴う負担を避けるために加盟企業の一部が任意脱退し、残された加盟企業の財務上の負担が増加している状況に鑑みて、任意脱退時の負担金制度を早急に見直し、負担の公平化を図る。

(4) 運用のあり方

経過期間の措置として、中小厚生年金基金の合同運用（企業年金連合会等で受託を検討）や都道府県別の同一業種の厚生年金基金の合併を推進する。なお、合同運用や合併にあたっては、各厚生年金基金の財政状況に差があることから、公平感を失することのないよう、その負担のあり方に配慮する。

(5) 検査体制の強化

厚労省による厚生年金基金の検査や金融庁による年金受託金融機関の検査を強化するとともに、厚労省と金融庁の情報共有を強めていくことが望ましい。特に、地方厚生局によ

る厚生年金基金の調査については、運用体制だけでなく、運用方法なども調査対象と加えるなど、その体制を強化する。

また、A I J問題を通じて金融庁、証券取引等監視委員会並びに地方財務局の検査の頻度や質を一層充実すべきことが明確になった。特に、国内外私募投信管理業務に熟知した人材や資金決済、資金運用の実務経験者を広く採用するとともに、検査の頻度を上げるために必要な人員を確保することが今後求められる。

(6) 年金生活者の保護

年金生活者の保護のため従業員退職者所得保障法制（日本版エリサ法制）を今後整備する。具体的には、関連諸法制を改正して、従業員退職者の老後の生活の糧である年金資金を安全に着実に運用する体制を構築する。特に年金の資産分散義務を強化して、また厚生年金の理事会や金融機関においては、受託者責任の明確化を行い、米国エリサ法下のプルードント・マン・ルールと同様な運用者責任の明確化を行う。

(7) 情報開示

財務状況の悪化した指定厚生年金基金の財務状況は、決算の日から8ヶ月以上遅れて公表されているなど、厚生年金基金の財務状況の開示は、多くの年金基金が代行割れを起こし、そのことがもたらす社会的な影響に照らせば、適切とは言えない。代行運用を行う準公的年金といえる厚生年金基金は、上場企業の財務状況の開示と同程度の透明性とスピード感、正確性が求められ、毎年度終了後、3カ月以内に個別の財務状況を開示するものとする。

(8) 役員公募徹底のための措置

579厚生年金基金中366基金の役員に厚労省や旧社保庁等の天下りがあり、全体では天下りが721名に達することが判明した。厚生年金基金は公的年金の担い手であり、かつ、役職員は厚生年金保険法に基づき、みなし公務員である実態に照らせば、役職員の公募を徹底するよう、厚生労働省等関係省庁によるきめ細かな直接指導を行うべきである。加えて、前述2(1)で示した制度廃止までの間、公募が徹底されるよう、要請不順守の場合のペナルティのあり方について検討がなされるべきである。また、人材の登用に当たっては、厚生年金基金の資産運用と業務遂行に適した人材を登用することが求められる。

3. 金融商品取引規制を通じた再発防止の方向性

(1) 投資顧問会社の登録制維持

投資顧問会社は当面登録制を維持しつつ、外部監査、アドミニストレーター等の開示強化で対応する。

(2) 年金コンサルタントに対する規制強化

年金コンサルタントは、法制上の位置づけが明確ではない。特に、投資家と販売者の両方から手数料を得るような場合について利益相反行為を防止するとともに、年金コン

サルタント等による無登録での金融商品の勧誘行為に関する情報提供等の対応を強化する。

(3) 受託者責任の強化

厚生年金基金及び企業年金一般の資金運用及び管理の担い手である信託銀行等の受託者責任を強化する。

(4) 取引商品の限定

厚生労働省のアンケート調査で厚生年金基金の運用担当者の9割が前職において資金運用の実務経験を積んでおらず、また同様に9割が資産運用関連資格を持っていないと回答した。運用資格取得や金融教育義務付けを行っていない厚生年金基金に対し、プライベートエクイティ、不動産ファンド等の代替投資を制限するとともに、一般投資家（ノンプロ）として金融商品取引を行うように対応する。なお、廃止までの間、運用資格取得者や運用実務経験者を配置していない厚生年金基金が、特に代替投資を新たに行う場合にあっては、前述2（4）記載のとおり、配置済みの厚生年金基金との合同運用や合併を通じた、適切なリスクヘッジがなされるべきである。

(5) 刑事罰の強化

老後保障の一翼を担っていた厚生年金基金を対象とした本件事案の被害やその社会的影響に照らせば、金商法上の上限刑は極めて軽微である。今後、類似事案を防止する観点からも、上限刑の引上げを積極的に検討する。

以上